

《認知症対応型共同生活介護事業》

《介護予防認知症対応型共同生活介護事業》

運 営 規 程

株式会社笑顔いちばん

グループホーム笑顔いちばん各務原（2F）

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、株式会社笑顔いちばん（以下「会社」という）が開設する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業者」という。）の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の従業者が、認知症を有し要支援 2 又は要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業実施に当たっては、入居者である利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、利用者が「生活の主体者」となるようサービスに努めることとする。

2 事業者の従業者は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、食事の支度、買い物、洗濯、掃除等を利用者と共に行う事とする。

3 事業者の従業者は、その家族に対して精神的、身体的負担の軽減を図ると同時に、認知症への理解を深めることが出来るように努める。

4 事業の実施に当たっては、地域との連携・交流を密に図ると共に、協力医療機関を始め、関係市町村、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者等との連携を図り、総合的サービスに努める。

(事業所の名称、定員等)

第 3 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業を行う主たる事業者の名称、所在地、定員は、以下の通りとする。

- (1) 名 称 : グループホーム笑顔いちばん各務原
- (2) 所 在 地 : 各務原市蘇原新栄町 3 丁目 6 番
- (3) 利用定員 : 9 名（1 ユニット 9 名で 1 ユニット）  
全室個室（洋室）。夫婦部屋なし。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業者の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 2F ユニット

① 計画作成担当者 1 名（2F ユニット計画作成担当者と兼務）

計画作成担当者は、入居を希望する利用者及びその家族に対し、相談の窓口となり、家庭訪問等を通じ利用者の状況等の把握に努める。また、利用者の状態・希望等を踏まえ認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。)を立案し、介護従業者と共にその実施に当たる。

② 介護従業者 7 名以上

介護従業者は、利用者が主体的な生活を送れるよう生活全般(夜間勤務含む)にわたる介護及び支援を行う。

(2) 計画作成担当者の内1名以上は介護支援専門員とする。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 当事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次の通りとする。

- ① 主体的な生活が送れるよう生活全般にわたる介護及び支援。指定介護予防認知症対応型共同生活介護に於いては生活機能の維持向上を図る支援及び機能訓練。
- ② 要介護認定等必要な事務手続き及び相談援助。

(利用料その他の費用について)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、その1割又は、2割又は3割とする。

2 その他の費用としては、次の表にあげる費用の支払を受けることが出来とする。

① 敷 金	200,000円	
② 家 賃	60,000円 (月額)	
③ 管 理 費	20,000円 (月額)	
	【内訳】	
	光熱費 (水道・ガス・電気) <small>※集中冷暖房費込み</small>	17,000円
	共用部維持管理費	1,000円
	機能訓練器具管理費	500円
	事務管理費	1,000円
家族会費	500円	
④ 食事材料費	36,000円 (月額) (日割りの場合 1,200円/1日)	
⑤ その他の費用	理美容代、おむつ代、リネン代、通院・薬代、個人の趣向品購入代等については自己負担とする。	

※ 費用の額にかかわるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとする。同時にその費用等の取扱については、「預かり金」台帳を整備し行うこととする。

(入居に当たっての留意事項)

第7条 要介護認定の判定結果が、要支援2又は要介護1から要介護5のいずれかであることとする。

- 2 主治の医師の診断書等により、利用申し込み者が認知症の状態にあると確認出来ることとする。
- 3 少人数による共同生活を営むことが出来ることとする。
- 4 利用後、治療を要する著しい体力低下、病状の悪化、認知症状の重度化等、共

同生活が困難と判断された場合は、事業者内での当該サービスを中止することが出来ることとする。

- 5 入居にあたり、刃物類・テレビの持ち込みはできないこととする。

(サービスの提供に当たっての留意事項)

第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、第 10 条第 1 項に規定する認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要なサービスを行うこととする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うこととする。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護では、常に利用者の認知症の状態、心身の状態を把握し、必要なサービスを提供することとする。

(利用者の入院期間の取り扱い)

第 9 条 事業者は、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合にあって、入院後おおむね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その利用者及びその家族等の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居することができるようにするものとする。

- 2 事業者は、利用者が連続して 3 ヶ月を超えて入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合は、施設からの退去措置を行う場合がある。

(認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第 10 条 計画作成担当者は、利用者の認知症状、心身の状況及び意志、並びにその置かれている環境等を踏まえ、サービスの目標と目標を達成するまでの具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することとする。

- 2 計画作成担当者は、第 1 項の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した時は、利用者またはその家族に対し、内容等を説明する事とする。
- 3 事業者の従業者は、それぞれの利用者に対し認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況及び目標達成等を記録する。

(医療上の対応)

第 11 条 利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認められた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援することとする。

- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにする。
- 3 利用者が入居後に重度化して終末期生活支援の必要が生じ、事前に利用者又は家族へ終末期生活支援に関する指針を説明し同意を得ている場合は、利用者の意思ならびに家族の意向を尊重し、利用者の尊厳に配慮しながら心をこめて終末期生活支援に努める。
- 4 医療の供給体制の確保ならびに夜間における緊急時の対応のために、以下の協力医療機関と連携をとることとする。  
協力医療機関は以下の通りとする。

医療機関名称	所在地	主な診療科目
木田医院ファミリークリニック	各務原市蘇原希望町 1-7-1	内科
朝日大学 P D I 岐阜市歯科診療所	岐阜市都通 5-15	歯科

(衛生管理)

- 第 1 2 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する施設、設備及び備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な対応をすることとする。
- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生した場合は、蔓延しないよう必要な措置を講ずるものとする。また必要に応じて保健所等関係機関の助言、指導を求めると共に、連携を図っていくこととする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 1 3 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の従業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医または協力医療機関に連絡し、適切な対応をすることと共に、管理者に報告する。また、夜間・深夜や主治医等に連絡が困難な場合は、救急車等の要請を行うこととする。

(非常災害対策)

- 第 1 4 条 事業者は、非常災害に対する具体的な消防計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行うこととする。
- 2 第 1 項の訓練等の計画実施に当たっては、地域自治会や消防署等と連携して行う事とする。

(苦情処理)

- 第 1 5 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にかかわる利用者またはその家族からの苦情には、迅速かつ適切に対応することとする。

- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村からも質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言に従って必要な対応を行うこととする。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束)

- 第17条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

#### (情報公開)

- 第18条 事業所において実施するサービスの内容について、厚生労働省が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」に基づき、当事業所の玄関内に文書にて提示することとする。
- 2 前項に定める内容は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族のプライバシーにかかわる内容は含まれないこととする。
  - 3 事業所は、サービスの質の自己評価及び外部評価の結果を公表するものとする。

#### (地域との連携)

- 第19条 事業者は、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置する。

(その他の運営に関する重要事項)

第20条 事業者は、介護従業者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また実施のための業務体制を整備する。

- ① 採用時の研修 採用後2週間
- ② 定期研修 年間2回以上
- ③ その他の研修 臨時研修の開催及び外部研修への参加

2 従業者等は、職務上知り得た利用者またはその家族の情報・秘密を保持することとする。

3 従業者等は、従業者でなくなった後においても、これらの情報・秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族と保険者に連絡すると共に、関係機関等にも連絡し、必要な処置を行うこととする。

また、損害賠償をすべき事故が発生した場合は、損害賠償を損害保険会社と共に速やかに行うこととする。

5 この規程に定めるほか、運営に関する必要な事項は、会社の代表者と管理者の協議に基づいて定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年12月18日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。